

これも紹興胥吏、又は紹興師爺と關係を有していたであろう。また、清代において、江淮地方に經世致用學が提唱されていた。これらも多かれ少なかれ紹興師爺とつながりがあったと思う。因みに紹興師爺については、宮崎市定氏も「清代の胥吏と幕友」（東洋史研究 第一六卷第四號 一九五八年）に説明をされている。

次に、幕友の志異述怪と幕友の束脩財源について、著者は、清代の幕友人事制度の全貌を究明するため、あらゆる面に亘って詳細を盡された。しかし、制度史研究として、談狐說鬼のような細かいことを取扱うよりも、制度そのものを維持させる經濟的基盤、すなわち幕友の束脩財源である陋規・耗羨・養廉銀等について、より深い關心を持つべきではなからうか。この財源問題についても、宮崎氏が前掲の論考で詳しく論述されている。著者がもし宮崎氏の説を活用されれば、束脩財源についての説明はもっと充實したものになると思われる。

最後に、幕友乃至胥吏の研究について、日本の學界もかなりの成果を擧げている。前掲の宮崎氏の論文以外に、なお、幾つかが見られる。例えば、服部宇之吉氏『清國通考』第二篇第四「吏・幕友」（三省堂書店 一九〇五年）、細井昌治氏『清初の胥吏』（社會經濟史學 十四一六 一九四四年）及び佐伯富氏「胥吏制度の成立」（岩波講座 世界歴史 9 一九七〇年二月）等の如くである。これらの論文も、官と吏との分化について、それぞれ言及されている。著者は、本書において、日本の研究文獻をも引用されており、國內の研究に限らず、海外にも視野を開かれている。したがって、筆者が以上に擧げた諸研究をも活用されたらよかったですのではなからうか。

以上、本書に對する筆者の讀後感と若干の疑問點を述べたが、それらはいずれも本書がなした清代幕友制度に關する實證的諸成果に比べれば、ほんの瑕瑾にすぎない。ともあれ、本書が、官僚制度の本質を理解する上で胥吏とともに不可欠な存在である幕友を制度史的に解明した好著であることは間違いない。最後に、著者の意を誤解したり、本書を充分に紹介しえなかったのではないかとひとそかに恐れている。著者ならびに讀者の御海容をお願いしたい。

（楊 合義）

Village and Bureaucracy in

Southern Sung China

Brian E. McKnight

The University of Chicago Press,
Chicago, 1971, p.p. xii, 220.

著者ブライアン・E・マックナイト氏は、シカゴ大學でクラッケ敦授の指導を受けたアメリカの若手の宋代史研究者で、宋代社會史、とくに法と政治について専攻しているようである（一九七二年末現在、ハワイ大學在任）。

氏の既發表の業績としては次のものがある。

Selection of Southern Sung Village Officers: To Whom
Power?, MS XXVII, 1968.

(これは、本書、とくに第五章の原型といえる。)

Administrators of Hangchow under the Northern Sung: A Case Study, *HJAS* XXX, 1970.

Sung justice: death by slicing, *JAOs* 93—3, 1973.

An Index to Sung Dynasty Titles Extant in Ts'ung-shu,

Taipei, 1971.

こうで取りあげようとする著書は、一九七一年に刊行され、これについては、海外では既に James T. Liu (*JAS* 31—4) Peter J. Golas (*HJAS* XXXIII) の兩氏による書評があるが、我國ではまだ紹介されていないようであり、彼士の宋代史研究の最新の成果の一つを紹介することにも意味があると思われるため、海外の學界動向に無知であり、必ずしも適任ではないことを知りつつも紙面をふさがせていただいた。

前書きに従うならば、著者はこの書物で、前近代中國において地方行政の日常業務に重要な役割を果し、また一方で、民衆と權力との接点として意義がある village officers のもつていた「機能」と「制度」とを解明しようとしたのである (village officer の譯語としては、以下、「職役」を充てておく、この語が「役」としての方向の比重が感ぜられるのに對して、著者の village officer は、行政末端としての機能の方向への比重が感ぜられる)。また、とくに南宋を對象として選んだ理由としては、宋代が、後代の各王朝に特徴的な要素のはじめて現れる、改革と急速な變化の時代であること、日本の研究者による成果の蓄積がある北宋とは異なり、南宋における村落レベルでの支配制度が、まだ充分には明らかにされていないこと、北宋で根をおろしたものが開花したのが、南宋であるこ

と、などを擧げている。

まず、以下章を逐ってこの書物の内容を要約してみたい。

第一章「序章」この本のテーマである職役制度史の研究が持つ意義について論じている。

前近代中國に於ける、數的には一握りにすぎない官僚(流内官)による地方支配は、胥吏と職役という二つの存在を通じてによって、はじめて可能となったのである。そこでは、後者は、徵稅・文書の移送・秩序の維持・戸口統計といった任務にあたり、上↓下、下↑上の情報移動の擔い手であった。彼等は民衆と權力との中間に立つ存在であり、その研究は支配と民衆の意志や力との關係という永遠の問題と繋っていると論じている。さらに、この章には、秦以後の各王朝の地方支配のシステムの變遷や、宋代史の各分野についての概説が述べられ、導入部となっている。

第二章「北宋…胥吏と職役」北宋における役法の變轉について論じている。

まず、宋初から王安石の出現までの差役について、各役職(里正・戸長・郷書手・耆長・壯丁)の選任法と職務内容を説明し、眞宗・仁宗時代に於ける役法の改革(それは、需要人員の削減、負擔の再配分、地域的不公平の解消を目差していた)を経て、王安石が登場して、募役法や保甲法が設けられるまでの経過を書いている(免役錢そのものはそれ以前から行なわれていたこと、募役法の内容、などに詳しい)。以後、保甲制の各組織が從來の職役の機能を奪い、宣仁太后の治世には復舊したが、哲宗親政になって再び公認され、定着した(紹聖免役令)。この結果、著者によれば、村落組

織には、これ以後二つの方式、すなわち、

保甲の役職者達が、同時に職役として働くシステム（concurrent system）

保甲と職役との共存システム（dual system）

の二つが併存して、それが南宋まで続いた（この問題は、後章でさらに觸れられる）。

第三章 「南宋村落での役法・機能と實施方法」 南宋時代に於いて職役の果たした役割について論じている。

前章で觸れた役法に於ける二つのシステムは、南宋では地域差に應じて併存したが、その各役職の任務について、國家による上からの支配や、衙門の胥吏などのかかわりを考えつつ、具體的に述べられている。例えば、秩序の混亂に對する對處は、北宋では耆長の仕事であったのが、南宋になると都保正が中心になり、犯罪捜査や犯人逮捕の任にあたるなど、都保正は村落での司法行爲の全ての面を受け持った。また、職役の最も重要な職務は徵稅であるが、その手續き、經界法の施行、二つのシステムによって生じる差異、徵稅不足額の賠償義務による負擔、などについて詳しい記述がされている。その他、情報（文書）の移動、民生關係といった分野での職役の職務にも觸れて、國家と民衆の接點としての彼等の姿を明らかにし、南宋後半には、都保正が末端行政の中樞となったことを指摘している。

第四章 「村落における役法」 南宋の地方行政の基礎構造について述べている。

南宋の地方行政の基礎單位としては、はじめには郷里制が、後には、郷都保制が用いられた。これは、人口増加への對應として、人

口數を基礎とする後者が有利であったためである。（今までも觸れられてきた如く）村々での職役には、保甲制との關係で二つのシステムがあった。北宋末では、保甲と職役との二重組織が中心であったのが、金の侵入以後、保甲の役職者達が職役を兼ねるシステムが、長江デルタなどから擴がって主流となり、前者は邊境地域に残るのみとなった。著者は、この交替は、後者が保甲の持つ警察力の故に、徵稅に便利であるとともに、人口が多く且つ豊かな地域に適していたこと、などに由來したものであると結論している。さらに、後者のシステムの變形である徵稅甲頭制についても述べ、この制度が多く非常時に出現していることを指摘し、また、保伍制の在り方にも觸れている。そして章末では、地方行政にも、宋代の、内には非常に安定しているが、對外的には常に危機である状態や、宋代に於ける軍事制度の性格が、反映していると論じている。

第五章 「役務者の選別・特權を持つ戸」 役務の免除という形で現れる、役法に於ける身分差について、その性格の宋代での變化を論じている。

色々なる理由によって税や賦役の負擔から自由な人々（女戸・單丁戸・官戸・僧道戸その他）の特權は、本來は就役の義務を完全に免ぜられることであったのが、王安石の募役法による免役錢の徵收で後退し、さらに、代人を雇用して役に就かせることだけが認められるという形へと變化していったことについて、他の形での特權の制限（例えば、特權を受ける資格の嚴格化など）をも含めて、官戸をはじめとする各特權層それぞれにつき、詳細な制度上の變遷を、具體的事例を逐一擧げて述べ、一方で、代人雇用の特權の認定の範圍が擴がっていったことを、跡付けている。著者によれば、代人雇用

の擴大は、貨幣經濟の發展の結果であり、また、出身階層や個人的情況ではなく、「富」が社會的ハイアラキーの鍵となる「より開かれた社會システム」への移行という、宋代の中國社會が経験していた變革のあらわれであると結論している。

第六章 「文書作製と戸等制」 宋代の地方行政における文書手續きと役法とのかわりを論じている。

宋代に於いては、多くの文書が、その作製や改訂にあたって、職役や地方衙門の胥吏の手を経ていた。それらは、多く戸を單位としていたが、當時の主要な財産形態である土地に關する書類が一番重要で、それに基づく財産調査によつて、各戸は等級わけをされ、役務が割り當てられた。著者は、役法に關する書類の個々について、その手續きに觸れながら、制度の實施によつて發生した問題がどのように解決されたか、胥吏の果していた機能、などについて述べている。一方、中央政府は、收入の確保と形式の完備をのみ求め、書類自體の正確さは問題とされていなかったことを指摘すること、も忘れていない。

第七章 「新しい負擔の基準と徵募の手續き」 具體的な役務負擔者の決定から、着任までのプロセスと、代雇人の性格について論じている。

まず、富が任命にあたつての選別基準としますます重視されていくことについて、倍役法の施行などを例に書いている。そして、一人の村民が、役の負擔者としてどのように選ばれるかに始まり、召換狀、保證人など、着任までの手續きを整理し、色々の口實を設けて利益を得ようとする胥吏の姿と、賄賂・訴訟などの手段を用いて役務から遁れようとする民衆の姿を描いている。人々は、いよいよ

よ着任せざるを得なくなれば、代人を雇う。その出自は、一部に放停の軍人もいたが、大部分は、現任、または舊任の胥吏であつた。法により禁止されていたにもかかわらず、彼らによる職役のプロフェッショナル化は、南宋一般の傾向であり、むしろ、その費用負擔をどのように分配するかが、人々にとっては問題であつたと著者は指摘している。

第八章 「問題點と解決への探究」 代人雇用の經費の負擔をめぐる問題と、その解決への努力を中心に述べている。

基本的には、北宋では上から、南宋では下から、それぞれ負擔分配の改革への試みがみられた。北宋での王安石の募役法はその一つであるが、雇役錢の支給（その基金は、常平倉とつながりを持つていた）は、軍費の不足からやめられ、一方で免役錢は取りつづけられたにもかかわらず、代人は個人雇用となつて、民衆の負擔は重くなり、中層階級を中心に没落する人々が出た。しかし、南宋になると、民間から新しい制度＝義役が發生する。それは、義田を財源として持ち、雇役のための負擔軽減に機能した。運営方法にかなりの地域差を含みつつ、義役は宋末まで續いたが、貧しい人々には必ずしも有利なものではなかつた。この制度に對して、國家は助力や助言を與へはしたが、主體は民衆の側にあり、また、民衆の發言力のより大きい、議役という形も存在した。これらの事を、各地の實例を挙げつつ記述している。さらに義役は、當時の政治問題となつたが、爲政者間の議論では、役の負擔の分配方法が中心で、職役の實際の機能には關心がなかつたこと、路・州段階の官員、とくに路の轉運使が、議論に於いて重要な役割を果たしたこと、などを指摘し、地方からの改革提案の中央での處理のされ方についても述べてい

る。最後に著者は、これらの改革が、必ずしも胥吏の不正を除くことにはならず、かえって腐敗を増すことになったことに觸れて結んでいる。

第九章 「結論」

主な内容は、これまでの敘述の要約である。著者によれば、縣レベルの統治機能が村では職役に集中しており、彼等は、支配する者と、される者との中間的存在として、兩方の變化に敏感であり、村落での役法の變化は宋の社會の變化を反映したものであった。そして、唐までの豪族や明清の胥吏や郷紳と、職役とを比較して結んでいる。

以上の要約によっても理解できるように、この書物は、宋代の職役についての制度史的な概説書となっている。その事については、著者自身も前書きで、現存する史料の性格や研究動向から考えて、二つの著述目的のうち、「機能」よりも「制度」の方へ關心を向け、社會的サブシステムの相互關係、制度の動態的な機能などへの社會學的な研究は、魅力的ではあるがここでは避けて、制度の記述による分析を軸としたと述べている。

宋代職役制度史というこの本の主題については、参考にした既製の研究として著者が前書きで名を擧げている、宮崎市定・周藤吉之の二人の他、我が國では、曾我部靜雄（『宋代財政史』は、とくに本書の前半部で屢々引用されており、前書きに名こそ擧げられていないが、その頻度から言えば、利用度が一番大きいと思われる）、中國では、聶崇岐（『宋役法述』 燕京學報三三、一九四七）などの先人の研究がある。

それでは、從來の研究に比べて、本書の特徴は、どこにあるのであろうか。個別的な制度の沿革については、上述の人々の研究をはじめとして、その他にも多くの業績があげられており、この本の内容が、利用している史料の範圍や、それによって出されている結論などで、それらを大きく越えるものとは思われない（勿論これは、この書物の概説書としての價值を減じるものではない）。むしろ筆者にとつては、第五章に主として展開されている、免役特權の内容の變化を軸とした、著者の宋代史への視點が興味深いものであった。その論旨については要約でも既に觸れているが、もう一度まとめてみたい。

著者は、官戸をはじめとする特權層の免役特權の制限と、代人雇用の資格擴大との經過を述べた後、次のように論じている。宋代は、特權を持つ人々を減らし、人々に責任と權力を持たせる基準として、富のみに重點を置く方向の變化の時代であつて、役法の分野では、各戸の富（によつて決定される戸等）のみがその負擔の内容を規定し、從來特定の戸に與えられていた免役の特權は、代人を雇うことによつて、自身で職務に就くことを避け得る權利のみになつていったことに、それがあらわれているとする。戸の種類別にその意義を考へるならば、官戸に於ける免役特權の後退は、既に前代から始まっていた官僚の選別法と、その選別對象となる階層との變化の反映であり、官僚社會自身が、閉ざされたグループから、比較的豊かな人々から試験によつて任ぜられた士大夫による、より開かれた團體（即ち特權階層というよりは職能集團）へと變化しつつあったことのあらわれであつた。僧道戸に關しては、各宗教自身の社會的影響力の後退と、度牒が國家にとつては財源となり、富人にとつ

ては經濟的義務のがれとなつてゐたことによつて、その免役特權の後退は驚くに足りないといつてゐる。また、一見不公平に思われる女戸や單丁戸などへの課役も、貨幣經濟の進展によつて、彼等にとつても代人雇用が可能となつたため、「合理的且つ公平」になつたと言ふ（以上、主として、一二〇―一頁の議論に従つてまとめた）。

以上の様な著者の議論は、我々とは發想の方向を異にしており、にわかに首肯できる性格のものではないことは勿論である。しかし、粗削りなものとはいえ、中國史への宋代の位置づけと、その役法という具體的側面への適用には、我々とは異質なものなるが故に、興味深いものがあるように思われる。

さて、この書物の本來のテーマである、役法制度史の分野に於ける個別的問題で注目すべき論點としては、第二章から第五章にかけて觸れられている職役の二つのシステムの併存の問題がある。保甲制の各役職が、本來無關係な職役の職務をも兼ねることは、王安石の時にはも見られたが、制度として定着したのは、紹聖元年九月の詔敕以後のことで、この體制は南宋まで續いた。しかし、地方によつては、從來の差役のシステム（戸長、耆長など）が残存して、職務に充てられてゐた。既に曾我部靜雄（前掲書）、中村治兵衛（『支那地方自治發達史』）といった先學が、事實經過としては、この點を指摘しているが、著者は二つのシステムの占める比重の變化について述べ、その意義にまで論及している。以下、著者の論旨を要約してみたい。

北宋時代には、募役と保甲の二つが共存するシステムが主流であつたが、金の侵入以後、二つを兼職するシステムが、福州・江浙から擴がりはじめて主流となり、前者は福建・四川の一部といった邊

境地域に残るのみとなつた。この交替は、軍事面では、金の侵入による混亂のために職役の選任が難しくなり、保甲をそのまま流用したことに由來するが、平時になつてもそれが續いたのは、長江デルタが發生地の一つであることから理解できるように、この方式が、人口が多く且つ豊かな地域に適していたためでもあつた。即ち、一つには、金の侵入によつて財政的に破綻をきたしてゐた宋王朝にとつて、重要な財源であるこれらの地域からの收入の確保は、至上命令であり、それには、單なる職役では無く、警察力を持つ保甲を利用する必要があつたこと、もう一つには、豊かな人々にとつては、負擔は重いが期間が短く、頻度も少ないこの制度の方が望ましかつたことであると、著者は論じてゐる。一方、邊境地域に關しては、中央にとつて財政面での重要性が少なく、新制度では人々の負擔も重くなるため、舊制のままであつたといつてゐる。

この問題は、從來の宋代役法についての研究では取りあげられなかつたものであり、我々の關心を引き付ける。ただ、著者の發想の基本である北宋における二つのシステムの關係（前者の比重が本當にそれほど大きかつたのか）や、南宋での新しいシステムの普及過程について、裏付けとなる史料が擧げられてゐない點、南宋に於ける二つのシステムの具體的な分布關係についての言及が少くない點、などに疑問が残る。

さて、この書物で、著者に觸れておいて欲しく思われた二、三の點を羅列してみたい。

まず保甲制についてであるが、保甲制についての著者の關心は、行政組織の末端としての性格が中心となつてゐる。しかし、王安石

の保甲法には、民兵制度としての性格が本來的にある。これもまた、國家權力と民衆との一つのかかり方であり、こうした側面からのアプローチもなされた方が良かったのではないか。

次に、著者自身も指摘している如く、權力の地方支配には、胥吏と職役の二つの存在が不可欠であった。この本の主題である後者ととも、前者もまた、權力と民衆とを繋ぐものであり、宋代以降の中國社會を彩る存在である。この著書では、胥吏は職役とのかかりでしか登場してこないが、もう少しまとまった取り上げ方が可能ではなかったのだろうか。これと關連して、村の役職のプロフェッショナル化の過程の敘述が各章に分散しており、著者の構想が把握しにくかったことを付記しておく。

これらの點は、この書物の本筋とは外れており、それへの言及は、かえって全體の構成を破ることになるため、意識的に避けられたのかもしれないが。

最後に、瑕瑾であるが、日本人の論文名のローマナイズに誤りが目立ったことが氣になったことに觸れてこの紹介をおわりたい（同様の誤りを、我々も異國語の文獻を利用する際に犯しているのだろうか）。

宋代の役法は、この時代の他の制度の多くと同様に複雑多岐なものであるが、この著書では、その詳細に互つて敘述がなされ、有益な研究書となっている。とくに歐米の學界に裨益するところが大である。役法と同様に多くの内容を持つこの書物の内容を、充分には紹介できなかったことを申し譯けなく、また、他國語なるが故の誤解から、著者へ失禮の言辭があらうことを心許無く、思っている。

（森田 憲司）

近代中國政治外交史

—— ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで ——

坂野正高 著

昭和四十八年十月 東京大學出版會

A 5 刊 六二五頁

本書は、坂野正高氏が現在、東京大學法學部において擔當されている「アジア政治外交史」という題目の講義ノートを補訂した近代中國外交史の概説書である。

戦後におけるわが國の近代中國外交史研究が決して活潑とはいえない情況下にあつて、坂野氏がこの分野の研究に精力的に取組まれてきたことは周知のとおりである。特に總理衙門設立に關する一連の論考は、ウェスタン・インパクト下における清朝外務官制の變遷を清朝政府内部の權力闘争と關連づけながら解明した研究であり、氏の諸研究中の白眉といふことができよう。また坂野氏は、近年、研究の一端を集録した「近代中國外交史研究」（一九七〇年刊）、外交史研究の理論的枠組みを追究した「現代外交の分析」（一九七一年刊）を上梓されており、それら氏の長年にわたる研鑽が本書の實證的・理論的裏付となっている。

さて、本書の内容を知るのに便利であるから、章別構成を記しておこう。

第一章 外政機構、外交文書、外交史研究